

岐阜県 売上減少事業者等支援金

第2弾 [2021年8月・9月分]

申請受付要項

緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置又は岐阜県の独自措置による ①飲食店の休業・営業時間短縮 又は ②不要不急の外出・移動の自粛等の影響により、 2021年8月・9月の売上が2019年又は2020年の同月比で30%以上50%未満減少した 岐阜県内事業者の皆様の事業継続を支援します。

申請方法

所定の申請様式に必要事項を記入の上、添付書類を添えて郵送で申請願います。(提出書類 15~17ページ参照)

< 宛先 > 〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南 2 - 1 - 1 岐阜県売上減少事業者等支援金(第 2 弾) 受付係 宛

- ※ 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から持参による申請は受付しておりません。

申請期間

2021年10月8日(金)~11月30日(火) 当日消印有効

お問合せ先

岐阜県売上減少事業者等支援金 相談窓口(コールセンター)

電話番号 058-272-8310

(受付時間9時~17時)

2021年10月8日

岐阜県

「岐阜県売上減少事業者等支援金」の不正受給は犯罪です。

目次

1.	はじめに	•	•	•	2
2.	給付要件等	•	•	•	4
3.	不給付要件	•	•	•	7
4.	給付額の算定方法	•	•	•	8
5.	申請方法	•	•	•	13
6.	提出書類一覧	•	•	•	15
7.	保存書類	•	•	•	18
8.	申請書の記載例	•	•	•	20
9.	参考資料	•	•	•	26

1. はじめに ~制度の概要~

1. 岐阜県売上減少事業者等支援金(第2弾)とは

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2021年8月・9月に実施された『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に基づく**緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置又は岐阜県の独自措置**(以下、「対象措置」という。)に伴う、①飲食店の休業又は営業時間短縮または②不要不急の外出・移動の自粛等の影響により、売上が減少した岐阜県内に本店又は主たる事務所を有する中小企業その他の法人等(以下、「中小法人等」という。)及びフリーランスを含む個人事業者(以下、「個人事業者等」という。)に対して、事業継続を支援するため岐阜県売上減少事業者等支援金(第2弾)を給付します。

2. 対象となる方(詳細は4ページの給付要件等をご覧ください。)

	区分	① 飲食店の休業・時短営業の影響	② 外出・移動の自粛等の影響				
要件	要件	対象措置に伴う要請等により休業・ 時短営業を実施している飲食店と直 接・間接かつ反復継続した取引がある ことによる影響を受けて、2021年8 月・9月の月ごとの売上が2019年又は 2020年の同月比で30%以上50%未満 減少した事業者	対象措置に伴う要請等により不要不 急の外出・移動の自粛等をした個人顧 客と継続した直接的な取引があること による影響を受けて、2021年8月・9 月の月ごとの売上が2019年又は2020 年の同月比で30%以上50%未満減少 した事業者				
		中小法人等又は個人事業者等であり、かつ本店又は主たる事務所が岐阜県内にあること2021年7月31日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること					

- ※売上減少事業者等支援金を申請する月において、国の月次支援金の給付対象となっている場合は、本支援金の給付対象となりません。
- ※売上減少事業者等支援金は、店舗単位や事業単位ではなく、<u>事業者単位での給付</u>となります。 そのため、事業者の全店舗及び事業の合計について、2021年の月ごとの売上が2019年又は 2020年の同月比で30%以上50%未満減少していることが必要です。特定の店舗や事業のみが 要件を満たしても、事業者全体で給付要件を満たさなければ給付対象とはなりません。

3. 給付額

給付額 = 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

中小法人等:上限 $\mathbf{10}$ 万円/月 個人事業者等:上限 $\mathbf{5}$ 万円/月

- ※対象措置に伴う要請等により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引があることによる影響を受けて売上が減少した<u>酒類販売事業者</u>については**上限を中小法人等20万円/月、個人事業者等10万円/月**とします。
- ※対象月:2021年8月、9月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の 同月比で売上が30%以上50%未満減少した2021年の月
- ※基準月:2019年又は2020年における対象月と同月

◆用語の定義

▼ / 13 11 C 2 X 2 3 X	
用語	内容
売上減少事業者 等支援金(第2 弾)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2021年8月・9月に実施された『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に基づく緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置又は岐阜県の独自措置に伴う、飲食店の休業又は営業時間短縮若しくは不要不急の外出・移動の自粛要請等の影響により、売上が減少した岐阜県内に本店又は主たる事務所を有する中小法人等及び個人事業者等に対して、事業継続を支援するために給付する「岐阜県売上減少事業者等支援金(第2弾)」を指します。
国の月次支援金	中小企業庁が実施している緊急事態措置又はまん延防止等重点措置 の影響緩和に係る月次支援金を指します。
対象措置	2021年8月・9月に実施された緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置又は岐阜県の非常事態宣言等独自措置を指します。
対象飲食店	対象措置により、休業・時短営業を実施している飲食店を指します。
協力金	対象措置による休業・時短営業の要請に伴う、新型コロナウイルス 感染症対応地方創生臨時交付金を用いた岐阜県新型コロナウイルス 感染症拡大防止協力金を指します。
基準年(※)	2019年8月・9月の各月の売上と、2020年の同月の売上を比較して、金額の大きい方の年を指します。
対象月(※)	2021年8月・9月のうち、対象措置の影響を受けて、基準年の同月比で売上が30%以上50%未満減少した月を指します。
基準月(※)	基準年における対象月と同月を指します。
反復継続した取引	8月・9月の各月において複数回の取引を行っていることを指します。

※参考 基準年・対象月・基準月の関係

	売上金額			2019年上	:Ł	2020年比		
	2019年 (A)	2020年 (B)	2021年 (C)	売上減少額 (D)=(A)-(C)	減少率 (D)/(A)	売上減少額 (E)=(B)-(C)	減少率 (E)/(B)	
8月	1,600,000円 <	2,000,000円	1,500,000円	100,000円	6%	500,000円	25%	
9月	3,000,000円 >	> 2,000,000円	1,800,000円	1,200,000円	40%	200,000円	10%	

- 2019年8月・9月の各月の売上と、2020年の同月の売上を比較して、金額の大きい方の年が「基準年」となります。(上記の例では、8月は2020年、9月は2019年が基準年となります。)
- 基準年から2021年までの売上減少率が30%以上50%未満の範囲内である場合が申請対象となり、その2021年の月を「対象月」と呼びます。(上記の例では、9月が対象月となります。8月は減少率が30%未満であるため対象月となりません。)
- 基準年における対象月と同月を「基準月」と呼びます。

給付要件等は下記のとおりです。

① 飲食店の休業・時短営業の影響 区分 ② 外出・移動自粛等の影響 新型コロナウイルス感染症拡大防止の 新型コロナウイルス感染症拡大防止の ため、2021年8月・9月に実施された緊 ため、2021年8月・9月に実施された緊 急事熊措置若しくはまん延防止等重点 急事態措置若しくはまん延防止等重点 措置又は岐阜県の独自措置に伴う要請 措置又は岐阜県の独自措置に伴う要請 等により休業・時短営業を実施してい 等により不要不急の外出・移動の自粛 る飲食店と直接・間接かつ反復継続し 等をした個人顧客と継続した直接的な た取引があることによる影響を受けて、 取引があることによる影響を受けて、 2021年8月・9月の月ごとの売上が 2021年8月・9月の月ごとの売上が 2019年又は2020年の同月比で30%以上 2019年又は2020年の同月比で30%以上 50%未満減少した事業者 ※1) 50%未満減少した事業者(※1) 【中小法人等・個人事業者等 共通】 • 中小法人等又は個人事業者等であり、かつ本店又は主たる事務所が岐阜県 要件

- 内にあること(確定申告書記載の納税地(個人にあっては確定申告書の住 所欄上段に記載の住所(※2))が岐阜県内にあること)
- 2021年7月31日時点で事業を営んでおり、売上減少事業者等支援金の給付を 受けた後も事業を継続する意思があること

【中小法人等】

- 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業 員の数が2,000人以下であること

【個人事業者等】

- 税務上、事業収入を得ておらず、雑所得又は給与所得の収入として扱われ る業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として得てい る個人事業者等にあっては被雇用者又は被扶養者ではないこと
- **※** 1 2021年の対象月の事業収入が2019年又は2020年の対象月と同月の事業収入と比 較して50%以上減少している月は、国の月次支援金の給付対象となります。
- ※2 個人事業者で、店舗・事務所等が県内のみにある場合は、確定申告書の住所欄上段 に記載の住所が県外であっても県内の事業者とみなします。(対象月において、売上 減少事業者等支援金と同趣旨の他都道府県の支援金等を受給しない場合に限る。)

◆給付対象となる事業者について

以下の(1)又は(2)の影響を受けて売上が減少した事業者が給付対象となり得ます。

(1) 飲食店の休業・時短営業の影響関係

- ① 2021年8月・9月に実施された『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に基づく 緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置又は岐阜県の非常事態宣言等独自措置 (以下、「対象措置」という。)に伴う要請等により、休業・時短営業を実施して いる飲食店(以下、「対象飲食店」という。)に対して、商品・サービスを<u>反復継</u> 続して販売・提供してきたが、対象飲食店が対象措置に伴い休業・時短営業したこ とにより、対象月に対象飲食店との直接の取引からの事業収入が減少したことによ る影響 【X-1事業者】
- ② 対象飲食店に対して、商品・サービスを自らの販売・提供先を経由して**反復継続して** <u>販売・提供</u>してきたが、①の影響により、対象月における<u>自らの販売・提供先との取</u> 引からの事業収入が減少したことによる影響 【X-2事業者】

給付対象となり得る事業者の具体例

X-1

X-2

が給付対象になり得ます。

対象措置により休業・時短営業している飲食店

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾)の支給対象となるため、 **売上減少事業者等支援金は<u>対象外</u>**

X-1 食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、食肉処理・ 製品業者、水産加工業者、 飲料加工事業者、酒造業者 等

X-2

X-1 器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備 品・消耗品を販売する事業 者 等

X-1 サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者等

流通関連事業者

業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者等

X-2 飲食品・器具・備品等の生産者

農業者、漁業者、器具・備品製造事業者等

(2) 外出・移動の自粛等の影響関係

- ① **対象措置を実施する地域の個人顧客**に対し、商品・サービスを**継続的に販売・提供**して きたが、対象月の対象措置によって同個人顧客が外出・移動の自粛等をしたことにより、 対象月に**同個人顧客との取引からの事業収入が減少したことによる影響 【Y-1事業者】**
- ② ①の影響を受けた事業者(以下、「関連事業者」という。)に対して、商品・サービ スを**反復継続して販売・提供**してきたが、①の影響により、対象月に**関連事業者との直** 接の取引からの事業収入が減少したことによる影響 【Z-1事業者】
- ③ 関連事業者に対して、商品・サービスを販売・提供先を経由して**反復継続して販売・** 提供してきたが、①の影響により、対象月に**自らの販売・提供先との取引からの事業収** 入が減少したことによる影響 【Z-2事業者】

給付対象となり得る事業者の具体例

Y-1

Z-1

Z-2 が給付対象になり得ます。

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う B to C * 事業者

※事業者が一般消費者に商品やサービスを提供する業務形態

旅行関連事業者 Y-1

飲食事業者(飲食店、喫茶店等)、宿泊事業 者(ホテル、旅館等)、旅客運送事業者(タ クシー、バス等)、自動車賃貸業、旅行代理 店事業者、文化・娯楽サービス事業者(博物 館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、 遊園地、公衆浴場、興行場、興行団等)、小 売事業者(土産物店等)等

その他の事業者 Y-1

文化・娯楽サービス事業者(映画館、カラ オケ等)、小売事業者(雑貨店、アパレル ショップ等)、対人サービス事業者(理容 店、美容室、クリーニング店、マッサージ 店、接骨院、整体院、エステティックサロ ン、結婚式場、運転代行業等)等

- 注1:本事業者に該当しても岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾)の支給 対象である飲食店は、売上減少事業者等支援金(第2弾)の対象外
- 注2:本事業者に該当しても岐阜県大規模施設等時短要請協力金又は岐阜県大規模施設等時短要 請協力金(カラオケ店枠)の支給対象である事業者は、売上減少事業者等支援金(第2 弾)の対象外
- 上記事業者(Y1事業者)への商品・サービス **Z-1** 提供を行う事業者
- 販売・提供先を経由してY-1事業者への商品・ サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、 業務委託契約を締結しているタクシー ドライバー・バスガイド・イベント出 演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広 告事業者、ソフトウェア事業者等

対象となり得る事業者に該当しても、対象措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は 外出・移動の自粛等の影響を受けて、売上が減少していなければ給付対象外です。

3. 不給付要件

給付要件に該当しても、以下の不給付要件に該当する場合は、売上減少事業者等支援金 (第2弾)の対象外となります。

また、不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を 併せて行っている場合であっても、売上減少事業者等支援金(第2弾)の対象外となります。

【不給付要件】

- (1) 売上減少事業者等支援金(第2弾) を申請する対象月において、国の月次支援金の給付対象となっている者
- (2) 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾)の支給対象となっている者※
- (3)岐阜県大規模施設等時短要請協力金又は岐阜県大規模施設等時短要請協力金(カラオケ店枠) の支給対象となっている者[※]
- (4) 売上減少事業者等支援金(第2弾)を申請する対象月において、岐阜県酒類納入事業者支援金 (月次支援金上乗せ枠)の支給対象となっている者**
- (5) 売上減少事業者等支援金(第2弾)を申請する対象月において、岐阜県以外の都道府県による 休業又は営業時間短縮の要請に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用い ている協力金の支給対象となっている者
- (6) 売上減少事業者等支援金(第2弾)の給付の申請において、県が不備修正依頼等を行ったにもかかわらず対応せず、給付要件を満たすことを確認するに足る対応を行わなかったことを理由として不給付通知を受け取った者(ただし、悪質性がないと知事が認めるものを除く。)
- (7) 県の他の給付金、補助金、助成金等について無資格受給又は不正受給を行った者
- (8) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- (9) 岐阜県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等、暴力団員等が役員である者及び暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (11) 政治団体
- (12) 宗教上の組織又は団体
- (13) 事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として対象措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合
- (14) (対象措置とは関係なく) 売上計上基準の変更、顧客との取引時期の調整、法人成りや事業承継の直後など単に営業日数が少ないこと等により、対象月の売り上げが減少している場合
- (15) (1) ~ (14) に掲げる者のほか、売上減少事業者等支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者
 - ※(2)(3)(4)(5)関係
 - 酒類を提供せずに昼間のみ単独店舗で営業を行っている飲食店など、(2)(3)の協力金の支給対象となっていない飲食店等は、売上減少事業者等支援金(第2弾)の給付対象になり得ます。
 - ・ 休業・時短要請に従わないため(2)(3)の協力金の支給対象とならなかった飲食店等は、売上減少事業者等支援金(第2弾)の給付対象とはなりません。
 - 一部の店舗・事業が協力金等の支給対象となっている場合は、他の店舗・事業が要件を満たしていても売上減少事業者等支援金の給付対象とはなりません。

4. 給付額の算定方法

1. 算定に使用する売上(金額)について

給付額の算定に使用する金額は下記の表に定める金額とします。

年	売上区分	中小法人等	個人事業者等
2021年	月別売上	対象月の月 間事業収入 等が確認で きる売上台 帳等	対象月の月間事業収入等が確認できる売上台帳等
2020年 2019年	1年間の 売上	法人税確定 申告書別表 一の売上金	【事業収入のある方】 所得税確定申告書B第一表の収入金額等の事業 (営業等・農業)の合計額
		額	【雑所得又は給与所得が主たる収入の方】 ^(※1) 年間業務委託契約等に記載の事業収入
		月別売上 法人事業概 況説明書の 月別の売上 (収入)金 額	【事業収入のある方】 <青色申告の場合> (※2) 所得税青色申告決算書の月別売上(収入)金額 <白色申告の場合> (※3) 売上(収入)金額の明細等1年間の売上÷12 (1円未満切り捨て)
			【雑所得又は給与所得が主たる収入の方】 (※1) 年間業務委託契約等に記載の事業収入÷12 (1円未満切り捨て)

- ※1 確定申告において、確定申告書B第一表の収入金額等の「事業」欄に記載がなく(又は **0円**)、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑 所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ており、かつ被雇用者 又は被扶養者でない方に限ります。
- ※2 青色申告であっても、以下のいずれかに該当する場合は白色申告と同じ金額とします。
 - 所得税青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した場合
 - 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載のない場合又は記載の必要がない場合
 - その他合理的な理由により所得税青色申告決算書の月別売上(収入)記載の書類を提出 できないと県が認める場合
- ※3 売上減少事業者等支援金(4月~6月)(以下、本項目において「支援金(第1弾)」という。)を申請された方は、その申請時に算定した金額を使用してください。なお、白色申告であっても、月別の売上金額を客観的に証明できる場合は、その金額を用いることができます。ただし、支援金(第1弾)の申請時と異なる方式により算定した月別売上金額を使用することはできません。
- ※事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等が含まれる年又は月については、その額 を除いた金額で計算してください。

2. 給付額の算定方法

- (1)対象月の月間収入が基準年の基準月の月間事業収入と比べて**30%以上50%未満**の範囲で減少しているか確認
- (2) 上記(1)の範囲で減少している月は申請可
- (3) 給付額は売上減少額

上限:中小法人等は10万円/月、個人事業者等は5万円/月

ただし、対象措置に伴う要請等により**休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引がある**ことによる影響を受けて売上が減少した**酒類販売事業者の上限は、中小法人等は20万円/月、個人事業者等は10万円/月**となります。

S:給付額

A:基準年※の基準月の事業収入

B:対象月の月間事業収入

C: 売上減少額 = A - B

売上減少率 = C ÷ $A \times 100$ (小数点以下切り捨て)

D:上限額(上記(3)に定める金額)

※2019年8月・9月の各月の売上と**2020年の同月**の売上を比較して**金額が大き い年を「基準年」として売上減少率を計算し**申請の可否(売上減少率30%以上 50%未満なら可)を判断します。



売上減少額(C)が上限額(D)の範囲内

給付額(S)=売上減少額(C)

売上減少額(C)が上限額(D)を超える場合

給付額(S)=上限額(D)

給付額の算定例(中小法人等の場合)

法人事業概況説明書の「月別の売上高等の状況」欄の「売上(収入)金額」に記載されている月毎の事業収入を用います。

※事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等が含まれる年又は月については、その額を除いた金額で計算してください。(雑収入としている場合は控除不要です。)

	売上金額			2019年比		2020年比		申請	
	2019年	2020年	2021年	売上減少額	減少率	売上減少額	減少率	対象	
8 月	1,200,000円	>1,000,000円	800,000円	400,000円	33%	200,000円	20%	0	
9 月	900,000円 <	<1,100,000円	500,000円	400,000円	44%	600,000円	54%	×	

^{※8}月は2019年、9月は2020年が基準年となり、それぞれの基準年の売上金額を2021年の売上金額と 比較します。

●給付額の計算(8月の場合)

基準年の基準月の事業収入(A):2019年 8月 120万円

対象月の月間事業収入 (B):2021年 8月 80万円

売上減少額 (C = A - B) : 120万円 - 80万円 = 40万円

売上減少率(C÷A×100):40万円÷120万円×100=33.33

⇒33% (小数点以下切り捨て)

30%以上50%未満の範囲で減少しているので申請可

給付額(S):売上減少額40万円 > 10万円(上限) ⇒ **10万円**

- ※上記算定(例)の場合、
 - 8月は売上減少率が30%以上50%未満となるため申請対象となり、
 - 9月は売上減少率が50%以上となるため申請対象外となります。

(ただし売上減少率50%以上の場合は国の月次支援金の対象となり得ます。)

給付額の算定例(個人事業者等の場合)

確定申告が青色申告の場合と白色申告の場合で算定方法が異なります。

1. 青色申告の場合

- ●所得税青色申告決算書の「月別売上(収入)金額及び仕入金額」欄に記載されている事業収入を用います。
 - ※事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た**給付金、補助金、助成金等が含まれる年又は月については、その額を除いた金額で計算**してください。(雑収入としている場合は控除不要です。)

	売上金額		2019年比		2020年比		申請	
	2019年	2020年	2021年	売上減少額	減少率	売上減少額	減少率	対象
8 月	1,200,000円>	>1,000,000円	800,000円	400,000円	33%	200,000円	20%	0
9 月	900,000円 <	(1,100,000円	500,000円	400,000円	44%	600,000円	54%	×

※8月は2019年、9月は2020年が基準年となり、それぞれの基準年の売上金額を2021年の売上金額と 比較します。

●給付額の計算(8月の場合)

基準年の基準月の事業収入(A):2019年 8月 120万円

対象月の月間事業収入 (B):2021年 8月 80万円

売上減少額 (C=A-B) : 120万円-80万円=40万円

売上減少率 (C÷A×100):40万円÷120万円×100=33.33

⇒33% (小数点以下切り捨て)

30%以上50%未満の範囲で減少しているので申請可

給付額(S):売上減少額40万円 > 5万円(上限) ⇒ **5万円**

- ※上記算定(例)の場合、
 - 8月は売上減少率が30%以上50%未満となるため申請対象となり、
 - 9月は**売上減少率が50%以上となるため申請対象外**となります。

(ただし売上減少率50%以上の場合は国の月次支援金の対象となり得ます。)

2. 白色申告の場合(青色申告(農業) (現金)等を含む)

- ●白色申告の場合等で確定申告書で月間事業収入が確認できない場合は、所得税 確定申告書収支内訳書の「売上(収入)金額の明細」欄に記載されている年間 の事業収入(を12で割った金額)を用います。
 - ※売上減少事業者等支援金(4月~6月)(以下、本項目において「支援金(第1弾)」という。)を申請された方は、その申請時に算定した金額を使用してください。なお、白色申告であっても、月別の売上金額を客観的に証明できる場合は、その金額を用いることができます。ただし、支援金(第1弾)の申請時と異なる方式により算定した月別売上金額を使用することはできません。
 - ※事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等が含まれる年又は月については、その額を除いた金額(を12で割った金額)で計算してください。 (雑収入(その他の収入)としている場合は控除不要です。)

	売上金額			2019年	F比	2020年比		申請	
	2019年	2020年	2021年	売上減少額	減少率	売上減少額	減少率	対象	
8 月	75,000 円 =90万÷12	70,000 円 =(96万-12万)÷12	50,000円	25,000円	33%	20,000円	28%	0	
9 月	75,000円 =90万÷12	70,000円 =(96万-12万)÷12	70,000円	5,000円	6%	0円	0%	×	
年 間	900,000円 (助成金なし)	960,000円 (助成金等12万円)							

●給付額の計算(8月の場合)

基準年の基準月の事業収入(A):2019年 8月 7万5千円

対象月の月間事業収入 (B):2021年 8月 5万円

売上減少額(C = A - B) : 7万5 千円 - 5 万円 = 2 万5 千円

売上減少率($C \div A \times 100$): 2万5千円 \div 7万5千円 \times 100 = 33.33

⇒33% (小数点以下切り捨て)

<u>30%以上50%未満の範囲で減少しているので申請可</u>

給付額(S):売上減少額2万5千円 < 5万円(上限) ⇒ 2万5千円

※上記算定(例)の場合、

- 8月は**売上減少率が30%以上50%未満となるため申請対象**となり、
- 9月は**売上減少率が30%未満となるため申請対象外**となります。

5. 申請方法

1. 申請受付期間

令和3年10月8日(金)~令和3年11月30日(火)まで

- ※令和3年11月30日(火)の消印有効です。期限を過ぎた申請は受付できませんので、十分ご注意ください。
- ※申請は、原則として1事業者につき1回限りです。

2. 申請書類の提出方法

- 申請書類の提出は、郵送でのみ受付します。
- ・提出の際は、<u>簡易書留など郵便物の追跡ができる方法</u>でお願いします。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による申請は受付しておりません。 ※オンライン(電子メール含む)による申請は受付しておりません。
- 封筒に切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。
- 封筒の表面に「申請書在中」と朱書きしてください。
- ・送料は申請者側でご負担をお願いします。料金不足の場合は返送されますので、ご 注意ください。

<宛先> 〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2-1-1 岐阜県売上減少事業者等支援金(第2弾) 受付係 宛

3. 申請に必要な書類等

- 15~17ページの提出書類一覧に示す書類で該当するものすべてを提出してください。
- 売上減少事業者等支援金(第1弾) [4月~6月分] を申請された方は、提出を省略できる書類があります。詳しくは15ページをご覧ください。
- 提出書類は<u>A 4 サイズ</u>にしてください。記入に当たっては、インク又はボールペンを使用してください。(「消せるボールペン」は使用不可とします)
- 修正液や修正テープ等による訂正は不可とさせていただきます。
 - ※ 給付要件を満たさないおそれがある場合は、その他の書類の提出や説明を求めることがあります。
 - ※提出書類の返却はいたしません。
 - ※ 申請書に添付した書類の原本及び $18\sim19$ ページの保存書類は、調査等のため提出を求める場合があります。求めに応じて速やかに提出できるよう適切に保存(7年間)してください。

4. 申請様式の入手方法

次のいずれかの方法により入手してください。

- ・岐阜県のウェブサイトからダウンロード URL https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/172207.html
- 各県事務所の振興防災課
- ・市町村役場の所定の窓口(26ページの市町村申請書配布窓口一覧を参照)

5. 問い合わせ先

岐阜県売上減少事業者等支援金 相談窓口(コールセンター)

電話番号: 058-272-8310 受付時間: 9時00分~17時00分

【申請に当たっての留意事項】

■給付決定に係る通知等

- ・提出書類の審査が終了したものから順次給付します。
- ・提出書類の審査の結果、本支援金を給付する旨の決定をしたときは、支援金のお支払いをもって通知に代えさせていただきます。(別途通知はしません。)
- ・提出書類の審査の結果、本支援金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、 不給付決定通知をお送りします。

■給付決定の取消し

- ・本支援金の給付決定後、給付要件に該当しない事実や不正等を確認した場合は、給付決定を取り消し、既に給付済みの支援金は返還していただきます。
- ・なお、不正受給の場合は、支援金受領日から返還日までの日数に応じた加算金 (支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額)を併せて納付していただき ます。

■現地確認等について

- ・申請内容について現地確認をさせていただく場合があります。
- ・現地確認にご協力いただけない場合や、現地確認の結果、不正が確認されたり、提出いただいた資料の真正性が認められない場合、その他給付要件に該当すると判断できない場合等は不給付とさせていただきます。

■不正等について

- ・次のような虚偽申請等があった場合は、不給付となる場合があります。
 - ※ 提出資料を改ざんするなどにより、売上を粉飾する。
 - ※ 既に廃業しているにも関わらず営業実態があるように偽る。
 - ※ 誓約書に誓約した内容に偽りや違反があった場合
 - ※ 事業者が複数の申請を提出した場合
- ・申請内容に不正があった場合など、必要がある場合には、本支援金の給付を受けた事業者名などの情報を公表することがあります。

■支援金の課税の取扱いについて

・給付された支援金は、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課 税対象となります。

6. 提出書類一覧

- 下表のNo.1~No.10に掲げる書類を全て提出してください。
- ただし、**売上減少事業者等支援金(4~6月分)**(以下、「支援金(第1弾)」という。)を申請された方は、原則として、No.1、No.4、No.8、No.10のみ(表中の番号下に★印がある書類)の提出で可とします。なお、支援金(第1弾)の申請者であっても、次の場合は該当する書類の提出が必要となります。
 - ・No.2、3:対象措置に伴う要請等により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引があることによる影響を受けて売上が減少した酒類販売事業者の場合
 - · No.6:支援金(第1弾)申請後に、氏名(法人名)·住所(本店所在地)に変更があった場合
 - ・No.7:支援金(第1弾)申請時に、<u>決算月の関係で2020年及び2019年の8月・9月を含んだ確定申</u> 告書類の写しを提出していない場合
 - ・No.9:支援金(第1弾)<u>申請後に、受領した給付金等</u>がある場合。(該当する給付金等の分のみ提出)
 - ・書類全般:支援金(第1弾)の申請において必要書類を提出しないことを理由に不給付となった場合など、支援金(第1弾)申請時に何らかの事情で必要書類を提出しなかった場合。(未提出の書類を提出)
- 新規開業、事業承継等を行った場合の提出書類については、要項別冊「特例について(証拠書 類等及び給付額の算定等に関する特例)|(以下、「特例|という。)を参照してください。

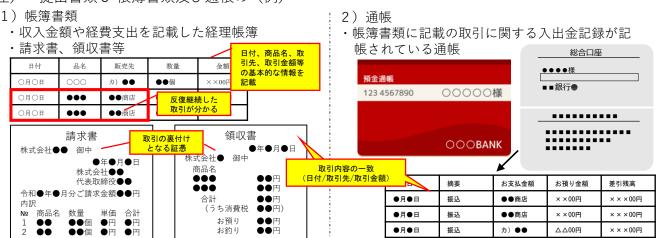
廷	等及の給付額の昇定等に	「関する特例)」(以下、「特例」という。)を参照してください。
No.	申請書及び添付書類	備考
1 ★	申請書 [様式1]	「1 申請者」 ・自署又は記名押印してください。 ・法人の場合は代表者印(登録印)を押印してください。
		「2 売上減少事業者等支援金(第1弾) [4月~6月] 申請の有無」 ・4月~6月分で1ヶ月分でも申請した場合は、有を選択してください。
		「3 売上減少額・減少率」 ・計算例を参照し、売上減少額と減少率を算出してください。
		「4 申請額」 ・売上金減少額(上限額を超える場合は上限額)を記入してください。
		「5振込先」 ・必ず申請者名義の口座を指定してください。 ・法人の場合は当該法人の口座に限ります。 ・ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を支店名欄に記入してください。 ・振込先口座の金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、名義人が確認できる通帳の表紙をめくった見開き部分(当座勘定照合表、インターネットバンキング口座情報画面等)の写しを貼り付けてください。
2	売上減少理由書 [様式2]	・該当する箇所にチェックを入れ、 飲食店の休業・時短営業又は外出・移動 の自粛等の影響 を受けて売上が減少した 具体的な内容 を記入してください。
3	取引先情報一覧 [様式3]	・法人又は個人事業者に対して商品・サービスを販売・提供している事業者は、 販売先・提供先の事業者名(仕入先ではありません)を記入してください。 ・一般消費者に対してのみ商品・サービスを販売・提供している事業者

(BtoC事業者(Y-1事業者))は提出不要です。

No.	申請書及び添付書類	備 考						
4 ★	誓約書 [様式4]	・個人事業主:代表者役職・氏名欄は、個人事業主 の方が自署してください。 ・中小法人等:代表者役職・氏名欄は、法人代表者 の方が自署(又は記名)し、必ず登録された法人 代表者印を併せて押印してください。						
5	「自らの販売・提供先との反復継続した取引」又は「個人顧客との継続した取引」を証明する書類等	・2019年及び2020年の対象月と同月(8月・9月)において取引先(商品の販売先・サービスの提供先)と反復継続的に取引していることが分かる帳簿書類及び通帳の写し。(17ページ参照)・取引先が分かる場合は通帳のみで可。・BtoC事業者で現金取引が主体のため通帳に継続取引を示す記帳がない場合は、日毎の売上が記載された帳簿書類のみで可。(チェックリストで、その旨選択してください。)						
6	本人確認書類の写し	・法人·個人いずれの場合も、申請を行う月において有 効なものに限ります。						
	法人の場合	・履歴事項全部証明書の写し(申請日から3カ月以内 に発行されたもの)を提出してください。						
	個人事業者の場合	・氏名、生年月日、住所が分かる公的機関が発行した書類 の写しを提出してください。 <書類の例> 運転免許証、 健康保険証、マイナンバーカード表面(顔写真がある面。 裏面提出不可)、その他公的機関が発行した証明書						
7	収受日付印(※)の付いた確定申告書類の写し(2019年及び2020年の8月・9月をその申告期間に含むもの) ※e-Taxによる申告の場合、受付日時の印字があれば可。印字が無い場合は受信通知メールの写しを添付してください。 ※収受日付印、e-Tax受付日時の印字または受信通知のいずれも無い場合は、税理士の署名押印があれば可。	・2019年及び2020年分(法人の場合は年度)のいずれも提出してください。 ・収受日付印、e-Tax受付日時の印字又は受信通知、税理士の署名押印のいずれも無い場合は、提出する確定申告書の年(度)の「納税証明書(その2所得金額用)を併せて提出してください。なお、「納税証明書」も無い場合は、「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて提出してください。 ・個人事業主で2020年又は2019年に所得税の確定申告義務が無かった場合は、住民税申告書の控え(収受日付印あり)を提出してください。(特例1参照)						
	法人の場合 ・法人税確定申告書別表一 ・法人事業概況説明書	・法人事業概況説明書は1枚目及び2枚目の両方を提出してください。						
	個人事業者の場合 ・所得税確定申告書B(第一表)	・個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの を提出してください。(記載されている場合は黒塗 りしてください。)						
	青色申告の場合 ・青色申告決算書	・青色申告決算書は1枚目及び2枚目の両方を提出 してください。						
	白色申告の場合 ・収支内訳書	・収支内訳書は1枚目及び2枚目の両方を提出してください。						
	税務上、事業収入がなく、業務 委託契約等に基づく活動の収入 を主たる収入としている方 ・業務委託契約書等の写し	・業務委託契約書の写し(契約者の署名があるもの)、もしくは業務委託契約等による収入があることが分かる書類の写しを提出してください。						
	- 1 6 -							

No.	申請書及び添付書類	備 考
⊗ ★	売上帳簿の写し	・2021年の対象月の事業収入が分かる売上台帳等の 写しを提出してください。(月間売上合計金額に マーカー等で印をつけ、様式1に記載した対象月 の売上金額がわかるようにしてください。)
9	給付金・補助金・助成金等の 受領を証明する書類の写し	・該当がある場合のみ提出してください。 (例)給付決定通知書、入金が確認できる通帳の写し 等
10 ★	申請書類チェックリスト	・申請の前に提出書類がすべてそろっているか確認 し、必要事項を記載の上、同封してください。

(注) 提出書類5帳簿書類及び通帳の(例)



取引内容について、売上計上時期と振込日(入金日)が違う等の理由により、「帳簿書類」の記載内容と 「通帳」の記帳内容が一致していない場合は、一致していない理由等を書類の余白(任意の用紙でも可)に 記入の上、提出してください。

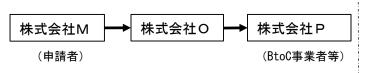
7. 保存書類

以下の保存書類(1、2)について、関係書類を7年間保存してください。 これらの<u>保存書類については、申請時に提出は求めませんが、調査等のために提出</u> <u>を求める場合があります</u>ので、求めに応じて速やかに提出できるように適切に保存 してください。

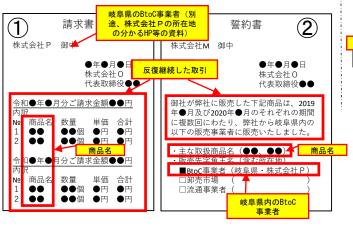
保存書類1:

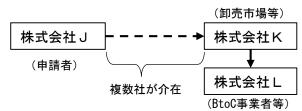
「自らの販売・提供先との反復継続した取引」又は「個人顧客との継続 した取引」を証明する書類等

(1) 2019年及び2020年の対象月と同月(8月・9月)において、自らが販売・提供する商品・サービスが他者を経由して、対象措置に伴う要請等により「休業・時短営業を実施している飲食店」又は「不要不急の外出・移動の自粛等の影響を受けたBtoC事業者」に反復継続して届いていることを示す書類・統計データ等



- 1)請求書や販売証明書、納品書等
 - ①業者 O→業者 P に対する請求書の写し
 - ②業者〇が「申請者Mから購入した商品 をPに販売したこと」を認める書類





- 2)対象措置実施都道府県内の卸売市場等 に反復継続して販売されていることを示す統 計データ等
 - ③ Jが生産している商品の品目について、 岐阜県内の卸売市場等に反復継続して 販売されていることを示す統計データ



- (2) 2019年及び2020年の対象月と同月(8月・9月)において、岐阜県内で主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を継続的に行っていることが分かる①商品・サービスの一覧表(メニュー表等)、②外景・内景写真(店舗の場合)、③賃貸借契約書又は登記簿 等の書類
 - ※事業を営んでいることが分かる場合は、許認可書で代用可

①メニュー表等

・商品又はサービスを顧客に提供していることが分かるメニュー表(HP掲載ページも可)

β=1-1 ·000 ·×××	円円	⊁=ュ−4 ·OΔ× ⊁=ュ−5	円
*=1-2 ·ΔΔΔ ·Ο×Ο ·×ΔΟ *=1-3 ·××Ο	円 円 円	· OO× · × OO · Δ× O · Δ× Δ · × Δ×	円 円 円 円

②外景・内景写真

・店舗の内景・外景写真 (HP掲載写真も可)



③賃貸借契約書·登記簿 謄本

賃貸借契約書 株式会社A(以下「甲」という。)と株式会社B(以下「乙」という。)は、以下のとおり建物質負債契約を締結する。 (物件の表示)第1号 甲は乙に対し、下配の建物部分を賃貸し、乙はこれを賃借する。 住 所:岐阜県○○市○○町○○丁目家屋番号:○○番種類:店舗構造:鉄筒コンクリート造延へ床面積:○○○㎡建築面積:○○○㎡(使用目的)第2号 乙は本物件を乙の事業用店舗として使用し、その使用目的以外に転用してはならない。 (契約期間)第3号 本建物部分の賃貸期間は令和○年○月○日から2年間とする。なお、契約期間満了の3か月前までに、甲乙いずれかからも契約終了の意思表示が無い場合は、更に2年間更新されるものとする。

保存書類2:

「6. 提出書類一覧」のうち支援金(第1弾)を申請したため、今回 (支援金(第2弾))は提出不要とされた下記書類等(15ページ参照)

No.	書類名等
2	売上減少理由書(様式2)
3	取引先情報一覧(様式3)
5	「自らの販売・提供先との反復継続した取引」又は「個人顧客との継続した取引」を証明する書類等
6	本人確認書類の写し
7	収受日付印の付いた確定申告書類の写し
9	給付金・補助金・助成金等の受領を証明する書類の写し

※ 上記書類について提出が必要となる場合もあります。 (p15参照)

8. 申請書の記載例

1. 申請書(様式1)

【1申請者、2売上減少事業者等支援金(第1弾)[4月~6月分]申請の有無、3売上減少額・減少率、4申請額

【1中胡白、 2	'元上冰少'寺	未有守又抜立(韦 → 坪 八 4 月	\sim ס א σ יי	中調の有無、	. 3 元上減少額	貝・ルジ	华、4 中胡贺』
法人・個人事業者の合は法人欄に、個人	<mark>人事業者は個</mark>	場 人 ださ	書類を作成されい。(代表者と い。(代表者と L滅少事業者等支持	:同じ場合は <mark>i</mark>	記入不要)	くだる		日を記入して
事業者欄に記入し	てくたさい。					令和3年○○月	00日	
ц	皮阜県知事	様	上減少事業者等	支援会(第23	淄〉由註聿	10		
2	欠のとおり岐阜り	 東京 表上減少事業者等支			Carlotte Control of the Control of t	添えて申請します。		本店又は主たる 事務所の住所を
1		又は個人事業者欄いて		首する項目を記入	してください)	2000 Migrativ		記入してくださ
	フリガナ 法人名	株式会社〇〇〇	ν /		r500-0000 岐阜市口口口	○丁目○番○号		い。(本人確認
`	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク		フリガナ 3	ギフ タロウ	O,10803		書類記載の住所 と同じ)
沒	代表者役職法人番号	代表取締役			岐阜 一郎			
j	(13 桁)	1 2 3	4 5	6 7	8 9	1 2 3	4	印鑑登録された
	担当者	総務部総務課	*		岐阜 二郎			法人の代表者印
個人事業者で自筆	達絡失	(日中に連絡を取ることができる)		携帯電話	000 777	(×-×××		を押印してくだ さい。
の場合は押印不要。	フリガナ	固定電話 058-	<u> </u>	生年月日		100 00000 NOVO 10 000	┯╢┖	
佢	氏 名	岐阜 花子	(0)	(和曆)		〇〇月 〇〇日生	\	
■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	屋号	***		白夕仕記	〒500-0000 岐阜市☆☆☆	□丁目□番○号		日中に連絡を取
産業分類表を参考	連絡先	(日中に連絡を取ることができる)		店舗·事業所所在地 =	T 5 0 0 - 0 0 0 0			ることができる
に業種を記入し、		電話・携帯 080-□[る場合のみ記載)	高山市〇〇〇	口丁目 〇〇ビル		連絡先を記入し てください。
主な商品または サービスの内容を		引商品・サービスを記入 『茶店)、酒類販売業			資本金の総額 又は	10, 000, 0		
具体的に記入して		販売事業者の場合は□にチ		記入してください。)	出資の総額	正社員 2	0大	
ください。 (産業分類の詳細は		(通常の営業時間を記入し、 態措置期間中(8/27~9/30)の	酒類提供の有無に○を付 酒類提供の有無にも○を		場で発用する	飲食店若しくは 酒類販売業者の		
総務省HP参照)			0分 ~ 閉店: 1	_	方は記入してく			
https://www.soumu. go.jp/toukei_toukatsu	And some of the	事業者(対象措置により休業	緊急事態措置期間中の ・時短営業をした飲食店と		#月日(和歷) 網	昭和○○年○○月	ООП	ださい。
/index/seido/sangyo	L7CEX51024	「無に○を付してください。) 乗: 有)・ 無			決算月 (法人の場合)	1	2月	
/H25index.htm	<u> </u>		(۱) [4 B - C B //]	☆		事務局整理欄		
2021年(C)は売上帳		業者等支援金(第1 弾 うち1ケ月分でも申請し			有 ・(無)	J	本支援金の申請月
簿上の売上高を記	売上減少額	・減少率		8				以外であっても国
入してください		売上金額		2019 年比	2020	tion of		の月次支援金を申
	2019年(A)	2020年(b) 2	2021 年(C) 売上減	少額(A-C) 減少	率 売上減少額(E	B-C) 減少率 (※1/		請している場合は チェックしてくだ
2019年(A)と、2020 年(B)は、確定申告	2 000 00	0 円 1,500,000円	1,000,000 円 1,	000,000円 5	50% 500, 00	00 円 33%	V	さい。
書上での事業収入	3, 000, 00	0 円 2,000,000円	1,800,000 円 1,	200,000 円 4	200, 00	00円 10%		
を記入してください。(白色申告等		*	1 2019年と2020年の を記入してください。	売上金額を比較して	多い大の年の減少	室が30%以上50%未満の	場合は○	
で月別の事業収入	20, 000, 00	0 円 18,000,000 円 ※		と申請(受給済含む)	している場合は口に	チェックしてください。		
が無い場合(業務	申請額	40 LL L PR 455 / 1/2/	0		コ ※っ ト記っち判	定で○となった月の売上	- 油北小海百	
委託契約等収入含 む) は、年間事業	売上減少額	(※3) 給付上限額(※4 法人 個 <i>)</i>	中請額(※5)	申請額計	※ 減少率		. ORC 2 WG	
収入÷12を月額		CASA CHARLE			0.20	ょ A 又は(B-C)/B ⁻	で算出し	てください。
としてください。)		円 10 万円 5 万	in n		売上金額	額AとBを比較し	て多い方	の年の減少率が <mark>。</mark>
	1. 200.	000円 10万円 5万	7円 100,000円	100, 000 F	* <mark>30%以.</mark>	<u>上50%未満</u> の場 [.]	合は、申	請の対象となり
_	-,-,-,			,	ます。	(記入例の場合)		
		った各月の売上減				対象となる場合(ください。	ま、判定	(※1) に〇を
		た給付上限額を比 額として記入して			1300	· / · C · · · ·		
0.00	ノ业頭で中間		1.2000	l				

2. 申請書(様式1)【5 振込先】

岐阜県売上減少事業者等支援金(第2弾)[2021年8・9月分]

5 振込先

金融機関名	00				Í	銀行 ・ 金庫	組合 ・農	協・ 漁協
支店名					本	店 ・ <mark>支店</mark> ・ ※ゆうちょ銀行	出張所・本	
預金種類 (該当に○)		1 普通	2 当	座	3 斜	内税準備	4 貯蓄	
口座番号	1	2	3			5	6	7
口座名義人 (カタカナで記入)	ギフ ハナ	コ						

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載
※必ず申請者名義の口座を指定してください(申請

す)。また、通帳等に記載のとおり正確に記入し ※売上減少事業者等支援金(第1弾)[4月~6月分 込先を記入し、通帳のコピーを添付してください

法人の場合は、当該法人の口座に限ります。

預金通帳等の表紙の裏のページに記載されたカナ書きの口座名義人を転記してください。

ゆうちょ銀行の場合は、3桁の店番を支店名欄に記入してください。

下記に**通帳の写し(表紙をめくった見開きページ全体**)を貼り付けてください。

注:等倍でコピーを貼ってください。 (写真不可。折曲禁止)

必ず預金通帳等の表紙の裏のページの見開き全体をコピー(写真不可)の上、剥がれないように貼付してください。

注:等倍でコピーを貼ってください。 (写真不可。折曲禁止)

3. 売上減少理由書(様式2)

岐阜県売上減少事業者等支援金(第2弾)[2021年8・9月分]

様式2

岐阜県売上減少事業者等支援金(第2弾) 売上減少理由書

申請者(法人名又は個人事業者の場合は氏名

株式会社〇〇〇〇

事業者区分及び売上減少理由について該当するもの口にチェックを入れたうえで、売上減

数該当する場合は、該当するもの全てに

該当する事業者区分に☑を入れてください。

① 飲食店の休業・時短営業等の影響関係 事業者区分 売上減少の理由 ☑直接取引先の飲食店が営業時間を短縮・休業(廃業)し 時短対象飲食店等と**直接**取 たことにより売上が減少した ♥ 引を反復継続して行ってい □その他(具体的な理由を記入願います) る事業者 X-1 □間接取引先の飲食店が営業時間を短縮・休業(廃業) 時短対象飲食店等と間接取 したことにより売り上げが減少した 引を反復継続して行ってい □その他(具体的な理由を記入願います) る事業者 X-2 ② 外出自粛等の影響関係 事業者区分 売上減少の理由 □外出自粛等の影響で、自らの店舗・施設等への来店者が 減少し、「商品の販売」又は「サービスの提供」が減少した 自らは「BtoC事業者」で □移動サービス (タクシー、レンタカー等) を提供して あり、主に対面で個人顧客 いるが、外出自粛等の影響で、利用者が減少した 向けに「商品の販売」又は ☑その他(具体的な理由を記入願います) 「サービスの提供」を継続 ・観光施設で来場者を対象にツアーガイドを行っているが、 的に行う事業者 外出自粛の影響を受けて、観光施設への来場者が減少し、 ツアー参加者も減少した。

上記事業者 (Y-1) へ直接、 「商品の販売」又は「サービスの提供」を反復継続して行う事業者 **Z-1** 自らの商品・サービスの内容と、その販売・提供先である事業者(Y1)の業種等を具体的に示しながら、売上の減少理由を記入してください。

- 飲食店に食材を卸しているが、外出自粛の影響を受けて、 取引先の飲食店の客が減少し、食材の販売が減少した。
- ・洋服店を中心とした各種店舗の内装改修・メンテナンスを 行っているが、外出自粛の影響を受けて、取引先の店舗の 売上が減少し、当社への発注が減少した。

自らの販売・提供先を経由

して、上記事業者 (Y-1)

✓ へ「商品の販売」又は「サービスの提供」を反復継続して行う事業者

【Z-2】

自らの商品・サービスの内容と、それを最終的にどのような事業者(Y1)に販売・提供しているのか、その事業者の業種等を 具体的に示しながら、売上の減少理由を記入してください。

- ・加工食品を製造しており、取引先の卸売業者を経由して、 飲食店に販売しているが、外出自粛の影響を受けて、飲食 店の客が減少したため、加工食品の売上が減少した。
- ・元請を通して、各種店舗の内装工事を行っているが、外出 自粛の影響を受けて、施工先の各種店舗の売上が減少し、 内装工事の発注が減少した。

※申請受付要項「8.申請書の記載例」22ページを参考に記入してくださせ ₹1、Z2事業者は

必ず記入して

【 Z 2 事業者】

様式中及び右の記載例を参考に、自らの商品・サービスの内容と、それを最終的にどのような事業者(Y1)に販売・提供しているのか、その事業者の業種等を具体的(※)に示しながら、売上減少の理由を必ず記入してください。

(売上減少理由記載)

- ・業務用食器を製造し、卸売業者を 通して飲食店に提供しているが、 外出自粛の影響を受けて飲食店の 来店者数が減少し、売上が減少した。
- ・和菓子を製造し、卸売業者を通して食品スーパー等に販売しているが、外出自粛の影響を受けてスーパー来店者数が減少し、売上が減少した。

法人の場合は法人名、個人事業 者の場合は、事業主氏名を記入 してください。

【全事業者共通(X1、X2、Y1はその他を選択した場合)】理由について、具体的な記載が無い場合(例えば「新型コロナの影響で売上が減少した」等)は、飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響により売上が減少したことが確認できないため、可能な限り具体的に記入してください。

【X1、X2、Y1事業者】 該当する売上減少理由に②を入れ、その他に②を入れた場合は、 自らの商品・サービスの内容と その販売・提供形態(対面か否か等)、販売先(地域(都道府県名、地方名)、事業者or一般 消費者)を示しながら、売上が減少した具体的な理由を記入してください。

【Z1事業者】

様式中及び下記の記載例を参考に、自らの商品・サービスの内容と、その販売・提供先である事業者(Y1)の業種等を具体的に示しながら、売上減少の理由を必ず記入してください。

(売上減少理由記載例)

- ・紳士服店を中心に洋服を卸しているが、外出自粛の影響を受けて、 紳士服店の客が減少し、洋服の売上が減少した。
- ・旅行会社主催のツアーで、小型バスによる旅客サービスを提供しているが、旅行会社のツアーが外出自粛の影響を受けて催行されず、 売上が減少した。
- ・各種店舗の広告(チラシ)業務を請け負っているが、外出自粛の影響 を受けて各種店舗の売上が減少したため、当社への発注が減少した。
- ・飲食店を対象としたコンサルティングサービスを提供しているが、 外出自粛の影響を受けて飲食店へ の来店者が減少し、顧問契約が打ち切られた。

4. 取引先事業者情報一覧(様式3)

岐阜県売上減少事業者等支援金(第2弾)[2021年8・9月分]

様式3

岐阜県売上減少事業者等支援金(第2弾) 取引先情報一覧

申請者(法人名又は個人事業者の場合は氏名)

株式会社〇〇〇

2019年、2020年及び2021年の8月・9月において、「売上減少理由書(様式2)」に該当する取引を継続的に複数回行った取引先(商品・サービスの販売・提供先)の情報を、売上が大きい順に2者ずつ記入してください。

- ※1 一般消費者に対してのみ商品・サービスを提供している事業者(BtoC事業者で、売上減少理由書(様式2)の事業者区分で、「Y1」のみを選択した場合)は、本様式は提出不要です。(チェックリストでその旨選択してください。)
- ※2 原則として、法人の取引先を記入して下さい。ただし、屋号・雅号が明らかな場合など、個人事業者であることが識別可能な場合は、個人事業者を記入することができます。
- ※3 「売上減少理由書(様式2)」の事業者区分で、「時短対象飲食店等と間接取引を反復継続して行っている事業者 X2 」を選択した酒類販売事業者の場合は、自らの取引先と、取引先を経由して最終的に商品が納入される飲食店の事業者名を1者ずつ記入してください。(事業者住所と店舗所在地が異なる場合は、事業概要欄に店舗名と店舗所在地を記入してください。)
- ※4 該当する取引先が1者のみの場合は、1者のみ記入してください。
- ※5 2021年の8月・9月において、対象措置の影響により、該当する取引を複数回行った取引先が存在しない場合は、その旨を法人名欄に記入して下さい。
- ※6 各欄をもれなく記入してください。記入不備や記入もれがあった場合は、再提出又は不給付となります。
- ※7 取引先等の売上に対象措置の影響が無い場合は、元上減少事業者等支援金の給付要件を満たさないため、給付対象とはなりません。

法人番号 (法人のみ)	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7
住所(番地まで記入)	〒○○○-○○○○ 岐阜市☆☆☆☆町☆丁目☆番☆号												
法人名 (個人事業者の 場合は屋号・雅号)	★★★★株式会社												
電話番号		000 - 000 - 0000											
事業概要													
居酒屋、カフェ、レストラン													

法人番号 (法人のみ)	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6
住所(番地まで記入)	〒□□□-△△△△ 多治見市★★★町□□丁目□番地												
法人名 (個人事業者の 場合は屋号・雅号)	有限会社△△△												
電話番号		$\triangle \triangle$	\triangle			\times	$\times \times$		- [
事業概要													
食品・酒類販売業													

法人の場合は法人名、個人 事業者の場合は、事業主氏 名をそれぞれの欄に記入し てください。

売上減少理由書に記載した 取引に該当するもので、継 続的に行った取引の取引先 情報について、2019年から 2021年の3カ年分における、 それぞれ売上が大きい順に、 上位2者を記入してください。

「時短対象飲食店等と間接取引を反復継続して行っいる事業者(X2事業者)」である酒類販売事業者の場合は、自らの取引先と、取引先を経由して最終的に商品が納入される飲食店の事業者名を1者ずつ記入してください。

事業概要は、日本産業分類 表を参考に業種を記入し、 主な商品またはサービスの 内容を記入してください。

(産業分類の詳細は、総務 省HP参照)

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

※2020年、2021年も同様に記入してください。

5. 誓約書(様式4)

岐阜県売上減少事業者等支援金(第2弾)[2021年8・9月分]

様式4

岐阜県知事 様

誓約書

岐阜県売上減少事業者等支援金(第2弾)(以下「支援金」という。)の交付申請にあたり、下記の全て において宣誓又は同意します。

- 1. 給付要件を満たしていること。
- 2. 不給付要件に該当しないこと。
- 3. 次のいずれかに該当すること。
 - (1)2021年8月・9月に実施された緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置又は岐阜県の独自措置に伴う要請等により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引がある。
 - (2) 2021年8月・9月に実施された緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置又は岐阜県の独自措置に伴う要請等による不要不急の外出・移動の自粛等の直接的な影響を受けた。
- 4. 支援金の申請及び給付において提出した基本情報及び証拠書類等並びに記載内容に虚偽が無いこと。
- 5. 同一の月において支援金を重複して申請しないこと。
- 6. 支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること。
- 7. 確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに岐阜県が定める要請の影響を証明する証拠書類を7年間保存すること。
- 8. 飲食店で、岐阜県による営業時間短縮・休業要請等の対象となっている事業者は、営業時間の短縮・休業要請等への協力や協力金の受給の有無にかかわらず、支援金の受給資格がないことに同意すること。また、支援金を受給した場合には速やかに返還すること。
- 9. 岐阜県から申請内容及び審査に関する調査・報告・是正のための依頼・措置等の求めがあった場合は、これに応じること。
- 10. 申請のために提出した証拠書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意すること。
- 11. 各業種別ガイドラインの規定、コロナ社会を生き抜く行動指針の内容を確認・遵守し、感染防止対策を実施していること。
- 12. 業種に係る営業に必要な許可等を全て有していること。
- 13. 支援金の交付後に申請内容に虚偽等が判明した場合は速やかに返還するとともに、加算金の支払に応じること。また、事業者名、店舗名等の情報が公表されることに同意すること。
- 14. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- 15. 個人情報の取扱いに関して、支援金の給付手続きに必要な範囲内で業務委託事業者と共有することに同意すること。
- 16. 提出した情報が支援金の事務のために第三者に提供される場合(給付要件の充足性を判断するために県が申請者の基本情報を第三者に提供する場合を含む)及び支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は岐阜県が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む)があること。
- 17. 申請書類に記載された情報は、必要に応じて岐阜県が行政機関(国、市町村、税務当局、警察署保健所等)に提供することに同意すること。

署名年月日は、申請受付期 間内の日にちを記入してく ださい。

所在地は、法人の場合は会社の所在地を、個人事業者の場合は自宅住所を記入してください。

申請事業者名は、法人の場合は法人名を記入してください(個人事業者は記入しないでください)。

代表者役職・氏名は、<u>個人</u> <u>事業者</u>の場合は必ず<u>自署</u>で お願いします。

<u>法人</u>の場合は代表者の自署 又は記名のうえ、登録され た<u>法人代表者印を必ず押印</u> してください。

【署名欄】	署名年月	日 令和 3	3年 月	日
所在地 (個人事業主の場合は自宅住所)	岐阜市□□□	OTEC)番○号	
申請事業者名 (法人の場合のみ記入)	株式会社〇〇〇)		
代表者役職・氏名個人事業主の場	合は申請者氏名) 代	表取締役	岐阜一郎	印
※個人事業者においては必ず自署 ※法人においては代表者の自署ま		された法人代	表者印を必ず押	印してください

6. 申請書類チェックリスト

法人の場合は法人名、個 人事業者の場合は、事業 主氏名をそれぞれの欄に 記入してください。

岐阜県売上減少事業者等支援金(第2弾)申請書類等チェックリスト

申請者(法人名又は個人事業者の場合は氏名)

〇〇〇株式会社

- ※ 本チェックリストにて併給不可の給付金等を申請していないか、申請書類・添付書類の不足等がないか確認してください ※ 岐阜県売上減少事業者等支援金(第1弾)の申請の有無によって提出必要書類が異なります。
- ※ 休業・時短対象飲食店等と直接又は間接取引を反復継続して行っている酒類販売事業者の場合は、岐阜県売上減少事業者等 支援会 (第1部) を申請していても、様式2 様式2 が必要となります。
- 支援金(第1弾)を申請していても、様式2、様式3が必要となります。 ※ 以下(表中備考欄含む)の□の中に該当するもの全てにチェックを入れてください。
- ※ 本チェックリストは申請書類に同封してください。

1. 併給不可の給付金等の申請状況の確認

売上減少事業者等支援金(第2弾)を申請する対象月と同じ月において、 「国の月次支援金」、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾)」、 「岐阜県大規模施設等時短要請協力金」、「岐阜県大規模施設等時短要請協力金(カラオケ店枠)」、 「岐阜県酒類納入事業者支援金(月次支援金上乗せ枠)」、「岐阜県以外の都道府県による飲食店 等に対する休業又は営業時間短縮の要請に伴う協力金」のいずれかを、

□ 申請した(本支援金は給付対象となりません)

☑ 申請していない

2. 申請書類の確認

岐阜県売上減少事業者等支援金(第1弾)[4月~6月分]を、

□ 申請した (チェック欄①で確認してください)

▼ 申請していない (チェック欄②で確認してください)

備老林	闌につい	是出書類	備考(該当するものにチェックして下さい)	チェック欄(1 [第1弾中請あり	チェック欄 ② [第1弾申請なし]
			☑通帳の写しを添付		\blacktriangledown
	こチェッ	理由書(様式2)		_	⊻
クをんださい	入れてく	報一覧(様式3)		_	\blacktriangledown
12 0	,		*		\blacktriangledown
5	復継続し	販売・提供先との反 た取引] 又は「個人 継続した取引]を証 類等	□ (_	¥
6	本人確認	書類の写し	[法人] ☑ 履歴事項全部証明書の写し [個人] □ 運転免許証の写し等	_	M
7	収受日付 告書類の	印の付いた確定申 写し	[法人] (2019年及び2020年の8月・9月をその申告期間に含むもの) ・法人税確定申告書別表一	_	M
8	2021年(度)分の売上帳簿の写し	☑ 8月分 ☑ 9月分		lacksquare
9		献助金・助成金等の受 まる書類の写し	該当ある場合のみ提出	_	M

併給不可の給付金等を 申請していないか確認 してください。

4月~6月分について、 1カ月分でも申請した 場合は「申請した」に チェックを入れてくだ さい。

<u>申請した場合は、</u> <u>チェック欄①</u>、

<u>申請していない場合は、</u> チェック欄② で

提出書類が揃っている か確認してください。

申請書類チェックリストは申請書類に同封して提出してください。

岐阜県売上減少事業者等支援金市町村申請書配布窓口一覧

	以千木儿上顺之	TND ()	~ J/X -11		
市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間(平日)	土日祝日の対応		
	経済部商工課				
	北部事務所				
	西部事務所				
岐阜市	南部東事務所	8:45~17:30	×		
- 大手巾	東部事務所	0.43-17.30			
	日光事務所				
	南部西事務所				
	柳津地域事務所				
大垣市	経済部商工観光課	8:30~17:15	×		
高山市	新型コロナウイルス総合窓口	9:00~17:00	×		
	多治見市役所本庁舎				
多治見市	経済部産業観光課	9:00~17:00	×		
罗加光印	多治見商工会議所	9.00~17.00			
	笠原町商工会				
関市	産業経済部商工課	8:30~17:15	○ (日直対応)		
	商工観光部商業振興課				
	政策推進部政策推進課				
ĺ	市民福祉部健康医療課	1			
	山口総合事務所				
	坂下総合事務所				
	川上総合事務所				
	加子母総合事務所				
中津川市	付知総合事務所	8:30~17:15	×		
	福岡総合事務所				
	蛭川総合事務所				
	苗木事務所				
	坂本事務所				
	落合事務所]			
Î	阿木事務所				
	神坂事務所				
美濃市	産業振興部産業課	8:30~17:15	×		
瑞浪市	経済部商工課	8:30~17:15	×		
羽島市	産業振興部商工観光課	8:30~17:15	○ (夜間休日窓口)		
恵那市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×		
美濃加茂市	産業振興部商工観光課	8:30~17:15	×		
土岐市	地域振興部産業振興課	8:30~17:15	×		
各務原市	産業活力部商工振興課	8:30~17:15	×		
可児市	観光経済部産業振興課	8:30~17:15	×		
山県市	まちづくり・企業支援課	8:30~17:15	×		
瑞穂市	穂積庁舎企画部市民協働安全課	8:30~17:15	×		
>#8.195(11)		8:30~17:15	×		

л м 1 ф.	7中胡音癿介芯	⊣ [—] 見 	ý.
市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間(平日)	土日祝日の対応
飛騨市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×
	本庁舎地域調整課		
	根尾分庁舎総務産業課		
本巣市	糸貫分庁舎産業経済課	8:30~17:15	×
	真正分庁舎地域調整課		
	商工観光部商工課		
	大和振興事務所		
	白鳥振興事務所		
郡上市	高鷲振興事務所	8:30~17:15	×
	美並振興事務所]	
	明宝振興事務所	1	
	和良振興事務所	1	
	観光商工部商工課		
	萩原振興事務所		
	小坂振興事務所	1	
下呂市	下呂振興事務所	8:30~17:15	×
	金山振興事務所	-	
	馬瀬振興事務所	-	
海津市	産業経済部商工観光課	8:30~17:15	×
岐南町	総合政策部経済環境課	8:30~17:15	×
笠松町	企画環境経済部環境経済課	8:30~17:15	×
養老町	産業建設部産業観光課	8:30~17:15	×
垂井町	産業課	8:30~18:15	×
関ケ原町	地域振興課	8:30~17:15	×
神戸町	総務部総務課	8:30~17:15	(宿日直対応)
輪之内町	産業課	8:30~19:00	×
安八町	企画調整課	8:30~17:15	×
揖斐川町	産業建設部商工観光課	8:30~17:15	×
大野町	産業建設部まちづくり推進課	8:30~17:15	○ (日直対応)
池田町	建設部産業課	8:30~17:15	×
北方町	総務危機管理課	8:30~17:15	(日直対応)
坂祝町	企画課	8:30~17:15	×
富加町	産業環境課	8:30~17:15	×
川辺町	産業環境課	8:30~17:15	×
七宗町	企画課	8:30~17:15	×
八百津町	地域振興課商工振興係	8:30~17:15	×
白川町	企画課商工観光係	8:30~17:15	(日直対応)
東白川村	地域振興課	8:30~17:15	×
御嵩町	まちづくり課	8:30~17:15	〇 (当直室 (終日))
白川村	観光振興課	8:30~17:15	×
		1	